

「ふるさと新潟応援寄付金」利用券の御使用について

利用券の使用方法やご注意いただきたい事項等について、下記のとおりご案内します。

記

1 利用券について

別紙「利用券（宿泊）参加施設一覧」及び「利用券（体験）対象メニュー一覧」の宿泊又は利用において、対象となる料金（※詳細は「2 利用券の適用について」参照）から、利用券の額（1枚=1,000円）分の割引を受けることができます。

ただし、一部の宿泊施設においては、令和7年10月以降発行分の利用券を使用する場合、1人1泊あたり50枚までの使用に限ります。

なお、寄付者以外の利用券の使用については、次の場合に限られます。

- ① 寄付者本人の同行者
- ② 寄付者本人不在の場合は、寄付者の三親等内の親族及びその同行者
なお、寄付者本人不在の場合は、利用券の利用者（三親等内の親族）の氏名及び寄付者本人との続柄を券面に記載してください。

※有効期限：利用券の発行年度の翌年度末

寄付者の氏名と有効期限等を印字のうえお送りします。

ふるさと新潟応援寄付金
【対象事業者控】
寄付者 様
有効期限
利用者
寄付者との続柄

ふるさと新潟応援寄付金 利用券 20〇〇年〇月寄附

宿泊体験 1,000円分

NIGATA PREFECTURE

寄付者本人不在で使用する場合は、利用者の氏名と寄付者との続柄を記入してください。
※寄付者本人が使用する場合は不要です。

2 利用券の適用について

(1) 割引対象となる宿泊サービス等

項目	利用券の利用可否, 制限の有無
利用人数	制限なし
宿泊日数	制限なし
館内施設の日帰り利用 (入浴, プール, 食事等)	可
館内売店での利用	不可
スキーリフト券, ゴルフプレー券等の観光券 付宿泊プラン	可 ※ただし、「コンパニオン付」「金券付」は不可
土日祝日, 繁忙期の利用	可

(2) 割引対象となる体験型観光サービスの費用

次に掲げる費用であって、サービス料金に含まれるもの。

- ① 体験型観光サービスにおいて使用する必要最低限のものであり、事業者から提供される物品の購入費用
- ② 体験型観光サービスの一環で行われる食事の費用
- ③ 体験型観光サービスの一環で利用する観光施設等の入館料等
- ④ 体験型観光サービスにおいて参加者が加入する保険への充当

(3) 利用券の利用時に係る制限等

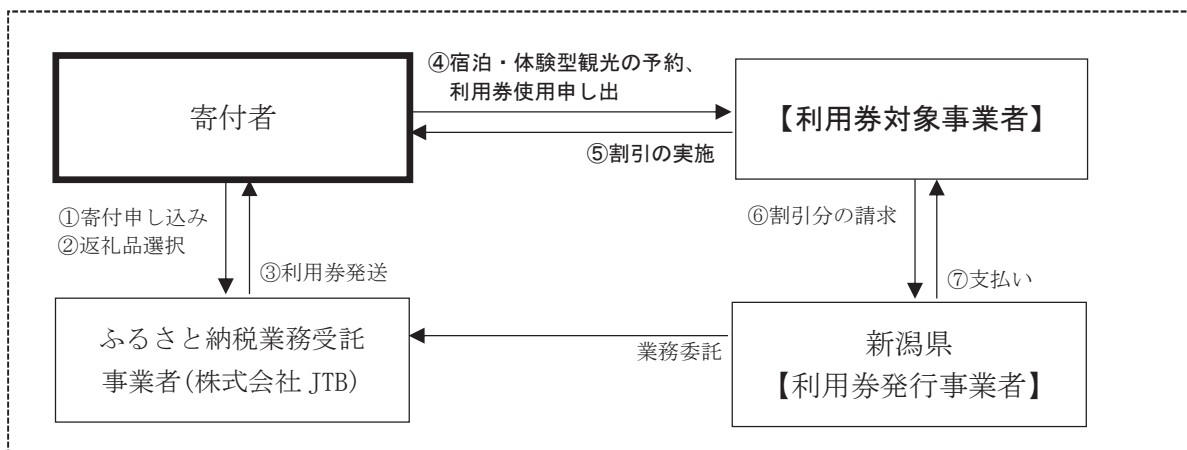
項目	利用券の利用可否, 制限の有無
有効期限を過ぎた利用券の使用	不可
旅行社や旅行予約サイトから予約した場合 の利用	可。ただし、対象事業者に利用券を使用する旨を連絡する必要あり
予約時等の事前決済での利用	不可（当日決済のみ）
利用券の複数枚利用	可。ただし、一部の宿泊施設においては、令和7年10月以降発行分を使用する場合、1人1泊あたり50枚までの使用に限る。
同一人による利用券割引の複数回利用	可
他の割引券との併用	要確認 ※対象事業者にお問合せください。
割引上限額・下限額	制限なし
釣り銭の支払い	不可

クレジットカード決済	要確認 ※対象事業者にお問合せください。可とした場合、宿泊料金から割引額を除いた金額でクレジットカード決済を行います。
当日、利用券を忘れてしまった利用者に対する割引	利用券を事業者へ提出することが条件であるため、 原則として不可 ※郵送等による後日送付等の対応については、各事業者の判断により可能とします。

(4) 利用券の取扱いに係る制限等

項目	可否
キャンセル料への充当	不可 ※対象事業者の約款に従い、通常どおりキャンセル料の支払いをお願いします。
利用券の転売	不可
換金、他の商品との交換	不可
再発行	寄付者による紛失、盗難、破損の場合は 再発行不可

3 利用券使用の流れについて



(1) 使用の申し出

宿泊施設・体験型観光サービスの事業者に予約する際、新潟県の「ふるさと新潟応援寄付金」利用券を使用したい旨をお申し出ください。

なお、体験型観光サービスのうち、リフト券の購入など、予約が不要の場合を除きます。

(2) 利用券の提出

ご利用の当日に対象事業者へ利用券をご提出ください。

- 宿泊施設：チェックインの際
- 体験型観光：料金精算の際

(3) 差額の支払い

精算時に「利用券の対象料金」と「提出した利用券の額」の差額をお支払いください。(※利用券の対象外請求があった場合は、別途精算をお願いします。)

4 その他

- (1) 同封の別紙「利用券（宿泊）参加施設一覧」及び「利用券（体験）対象メニュー一覧」は発行日時点のものであり、その後実施状況が変更となる場合があります。
- (2) スキー・スノーボード体験のリフト券購入等は事前予約が必要ありませんが、リフトの運行状況等を確認のうえお出かけになることをお勧めします。
- (3) 新潟県のホームページ内に利用券に関する情報を掲出しています。検索サイトにおいて「新潟県 利用券」と検索してください。



【不明な点は下記にお問合せください。】

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県 知事政策局 地域政策課

TEL:025-280-5096 / FAX:025-280-5227 / Mail:ngt000200@pref.niigata.lg.jp